

船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示 の一部改正について

<問い合わせ先>

国土交通省海事局安全基準課
(内線43954)

TEL : 03-5253-8111 (大代表)

1. 経緯

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条の規定により、船舶は、その航行する水域に応じ無線電信等を施設しなければならないこととなっています。

当該水域は、船舶安全法施行規則（昭和39年運輸省令第41号）第1条第10項～第13項においてA1水域～A4水域として定義し、当該無線電信等の施設要件については、船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第311条の22に規定しています。

今般、海上保安庁より、MF 海岸局の合理化を目的として MF 受信所・送受信所（紋別送受信所、根室送受信所、空山受信所、若山受信所、石盛山受信所）を11月2日付で廃止する旨の連絡がありました。

これにより、「海岸局との間で MF 無線電話により連絡が行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域」として設定している A2 水域が別添図のとおり一部狭まることとなります。

A2 水域については「船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示（平成4年運輸省告示第49号）」において設定しており、今般の基地局廃止により、同告示の改正を行いました。（なお、総務省及び海上保安庁においても同様の告示改正を行っております。）

2. 改正告示の概要

- 1) 船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示第2号及び第19号を削りました。
- 2) その他所要の改正を行いました。

3. 改正告示の公布・施行日

公布：平成18年11月2日（海上保安庁告示と同日）

施行：同日（海上保安庁告示と同日）

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の一部廃止に伴う通信圏の縮小

空山受信所 廃止

若山受信所 廃止

石盛山受信所 廃止

通信圏縮小海域
(長崎西方)

通信圏縮小海域
(北海道東方)

根室送受信所 廃止

紋別送受信所 廃止

